



JASDAQ

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会社名 クミネ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 國峯 保彦
(JASDAQ・コード 5388)
問合せ先 取締役管理本部長 小山 孝志
(TEL 03-3866-7255)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 72 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」にもとづき、当社現行定款について、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定することが認められたことに伴い、第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (3) 取締役会の機動的な運営を図るため、必要が生じた場合に書面等により取締役会の決議を行うことができるように、第 25 条(取締役会の決議方法)第 2 項を新設するものであります。
- (4) その他、「会社法」が施行されたことに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等全般にわたって所要の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

- ①当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。
- ②当社は株券を発行する旨の定め。
- ③当社は株主名簿管理人を置く旨の定め。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株式の総数) 第 5 条 当社が発行する株式の総数は、4,000万株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u> (1 <u>単元の株式の数</u>および<u>単元未満株券の不発行</u>) 第 7 条 当社の <u>1 単元の株式の数</u>は、1,000株とする。 ② 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という) に係わる株券を発行しない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u> (<u>単元株式数</u>および<u>単元未満株券の不発行</u>) 第 9 条 当社の <u>単元株式数</u>は、1,000株とする。 ② 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u> (<u>単元未満株式についての権利</u>) 第10条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株券の種類・株式の名義書換・単元未満株式の買取・その他株式に関する手続きおよび手数料については取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき、名義書換代理人を置く。</p> <p>② 名義書換代理人および事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および実質株主名簿（以下「株主名簿等」という）ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項の他、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に臨時招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人および事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(決議の方法) 第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合の他、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>③ 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>④ 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第14条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第15条 取締役の選任決議には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>(新 設)</p> <p>② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第19条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) <u>第16条</u> 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>(役付取締役) <u>第17条</u> 取締役会の決議をもって取締役社長1名を置く。</p> <p>② <u>業務の都合により、取締役会の決議をもって、取締役会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を置くことができる。</u></p> <p>(代表取締役) <u>第18条</u> 取締役社長は、<u>会社を代表する。</u></p> <p>② <u>取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p> <p>(取締役の報酬) <u>第19条</u> 取締役の報酬額は、<u>株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(取締役会の権限) <u>第20条</u> 当社の業務執行上重要な事項は、<u>取締役会の決議をもってこれを決定する。</u></p> <p>(取締役会の招集) <u>第21条</u> 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>② <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>③ <u>取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任期) <u>第21条</u> 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) <u>第22条</u> 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) <u>第23条</u> 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集通知) <u>第24条</u> 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議) 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 (新 設)</p> <p>(取締役会規程) 第23条 取締役会に<u>関しては、法令または定款に別段の定めがある場合の他、</u>取締役会<u>の定める</u>取締役会規程による。 (新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第24条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第25条 監査役の選任決議には、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u> (新 設)</p> <p>(監査役の任期) 第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する</u>定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第27条 監査役は、<u>互選により、常勤監査役1名以上を置く。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第28条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役会は、<u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法) 第25条 (現行どおり)</p> <p>② <u>前項にかかわらず、当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程) 第26条 取締役会に<u>関する事項は、法令または本定款のほか、</u>取締役会<u>において定める</u>取締役会規程による。 (報酬等) 第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第29条 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する</u>定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第31条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第32条 (現行どおり)</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議) 第29条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合の他、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会規程) 第30条 監査役会に関しては、法令または定款に別段の定めある場合の他、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬) 第31条 監査役の報酬額は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の決議方法) 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規程) 第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会 計 監 査 人</p> <p>(選任方法) 第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>(任期) 第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度) 第32条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度末日をもって決算期とする。</p> <p>(利益配当金の支払) 第33条 利益配当金は、毎営業年度末日最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当) 第34条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下「中間配当」という）をすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金等の除斥期間) <u>第35条 利益配当金および中間配当金が</u> <u>支払開始の日から満3年を経過しても</u> <u>受領されないときは、当会社はその支</u> <u>払義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間) <u>第41条 配当財産が金銭である場合は、そ</u> <u>の支払開始の日から満3年を経過して</u> <u>もなお受領されないときは、当会社は</u> <u>その支払義務を免れる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日

以 上